

日医発第 341 号（広情 27）
平成 25 年 7 月 17 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会
会長 横倉 義武

医療・介護・福祉関係事業者における個人情報の適切な取扱いについて

拝啓 時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。日頃より会務運営に際しご高配を賜り深く感謝申し上げます。

さて、本会では、都道府県医師会長宛て通知文書（日医発第 327 号（広情 22）F（7 月 11 日付））において、インターネット上でメールを共有できる米グーグルの無料サービス「グーグルグループ」を利用した者の、サービス利用時における公開範囲の設定が不適切であったために、当該個人情報を第三者が閲覧可能となった事案に対し、注意喚起文書を発出いたしました。

この事例につきまして今般、厚生労働省より別添のとおり事務連絡文書を発出され、その中で「個人情報保護法に定める安全管理措置を講じる義務に反する重大な事案と考えられる。」とし、今後の個人情報の取り扱いについて厳正を期するよう、周知徹底を図るよう求めております。

日本医師会といたしましても、医療機関等における個人情報保護につきましては、これまでも、各種ガイドライン（※1）の周知及び遵守のお願いを行ってきたところですが、改めて各医療機関に対して、患者情報等医療機関で持っている個人情報に関し、取扱う者としての責任があることの認識と、情報共有ツールなどの無料サービス等の利用は安易に行わないよう十分な注意、そして職業倫理としての守秘義務の遵守と患者と医療関係者の信頼を確保するために、個人情報の一層の管理を行うことはもちろん、従業者間における患者・利用者等の個人情報の共有に際しては、閲覧範囲の確認を行う等、適切かつ厳正に取り扱っていただくようお願い申し上げます。貴管下会員の先生方へのより一層の周知徹底を図られるよう、お願い申し上げます。

なお、医療従事者間及び地域における情報共有の有用性を否定するものではありませんが、適切なセキュリティ管理なくして、安全な利用はありえないことを十分理解した上で、個人情報の取扱いについて厳正を期するよう、重ねてお願い申し上げます。

敬具

- ※1 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」
(平成16年12月24日通知、平成22年9月最終改正)
「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第4.1版」
(平成17年3月31日通達、平成22年2月最終改正)
「福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン」
(平成16年11月30日通達)
「福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン」
(平成25年3月29日通達)
(厚生労働省 HP : <http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/>) 等

事 務 連 絡

平成 25 年 7 月 11 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿
各都道府県薬務主管部（局）長 殿
各都道府県民生主管部（局）長 殿
各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課
厚生労働省医薬食品局総務課
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
厚生労働省社会・援護局総務課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省老健局総務課
厚生労働省政策統括官付情報政策担当参事官室

医療・介護・福祉関係事業者における個人情報の適切な取扱いについて

平素から、個人情報保護法及び個人情報の取扱いに関する種々のガイドライン（※1）等により、医療・介護・福祉関係事業者における適切な個人情報の取扱いについて、万全を期すよう要請しているが、今般、インターネットにおける、電子メールを利用した従業者間の個人情報共有において、設定が不適切であったために、当該個人情報を第三者が閲覧可能となっていた事例が報道（※2）されたところである。今回指摘された事案は、個人情報保護法に定める安全管理措置を講じる義務に反する重大な事案と考えられる。

については、貴職におかれては、管下医療・介護・福祉関係事業者に対して、当該事業者の従業者間における患者・利用者等の個人情報の共有に当たって、第三者にも閲覧可能な状態となっていないことを確認する等、今後とも個人情報の取扱いについては厳正を期するよう、周知徹底を図られたい。なお、必要に応じて管内市区町村にも周知されたい。

- ※1 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（平成16年12月24日通知、平成22年9月最終改正）
「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第4.1版」（平成17年3月31日通達、平成22年2月最終改正）
「福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン」（平成16年11月30日通達）
「福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン」（平成25年3月29日通達）
（厚生労働省 HP <http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/>）
等

※2 今般報道された事例

インターネット上で、登録者がメールを共有できるサービスを利用していた医療機関や介護施設において、当該サービスの初期設定が第三者の閲覧制限がかからない状態であるのに、初期設定のままメールのやりとりを行っていた。このため、患者等の個人情報が、本来共有されるべき医療・介護職員のみならず、一般に誰でも閲覧できる状態になっていたもの。